

社会福祉法人Q&A

運営編

鎌倉市健康福祉部福祉総務課

令和5年7月

目次

Q1	評議員の定数は何人ですか？	1
Q2	評議員にはどのような人を選任したらいいですか？	1
Q3	評議員になれない人はいますか？	1
Q4	評議員の選任はどのように行えばいいですか？	2
Q5	評議員選任・解任委員会の委員数は何人ですか？	3
Q6	評議員に欠員が生じた場合はどうしたらいいですか？	3
Q7	評議員の報酬はどのように決めたらいいですか？	4
Q8	評議員会での決議事項は何ですか？	4
Q9	定時評議員会はいつまでに開催すればいいですか？	5
Q10	評議員会の招集手続きはどのように行えばいいですか？	6
Q11	評議員会の決議を省略することはできますか？	7
Q12	評議員会において、招集通知に記載のない議題又は議案について決議することはできますか？	7
Q13	評議員会の議事録に記載すべき事項はなんですか？	8
Q14	理事の定数は何人ですか？	9
Q15	理事にはどのような人を選任したらいいですか？	9
Q16	理事になれない人はいますか？	10
Q17	理事の選任はどのように行えばいいですか？	11
Q18	理事に欠員が生じた場合はどうしたらいいですか？	11
Q19	理事の報酬はどのように決めたらいいですか？	12
Q20	理事長の選任方法はどのようにしたらいいですか？	12
Q21	理事長が退任した場合どうなりますか？	13
Q22	理事会の権限は何ですか？	13
Q23	理事会の招集手続きはどのように行えばいいのでしょうか？	14
Q24	招集通知に記載のない議題について、理事会で審議することはできますか？	14
Q25	理事会の議事録に記載すべき事項は何ですか？	15
Q26	理事会において議長の議決権はありますか？	16
Q27	監事の定数は何人ですか？	16
Q28	監事にはどのような人を選任したらいいですか？	17
Q29	監事になれない人はいますか？	17
Q30	監事の選任はどのように行えばいいですか？	19
Q31	監事に欠員が生じた場合はどうしたらいいですか？	19
Q32	監事の報酬はどのように決めたらいいですか？	20

このQ&Aにおける略称は、次のとおりです。

法人：社会福祉法人

法：社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）

令：社会福祉法施行令（昭和 33 年政令第 185 号）

規則：社会福祉法施行規則（昭和 26 年厚生省令第 28 号）

認可通知：「社会福祉法人の認可について（通知）」（平成 12 年 12 月 1 日付け障第 890 号・社援第 2618 号・老発第 794 号・児発第 908 号厚生省大臣官房障害保健福祉部長、厚生省社会・援護局長、厚生省老人保健福祉局長及び厚生省児童家庭局長連名通知）

審査基準：認可通知別紙1「社会福祉法人審査基準」

定款例：認可通知別紙2「社会福祉法人定款例」

審査要領：「社会福祉法人の認可について（通知）」（平成 12 年 12 月 1 日付け障企第 59 号・社援企第 35 号・老計第 52 号・児企第 33 号厚生省大臣官房障害保健福祉部企画課長、厚生省社会・援護局企画課長、厚生省老人保健福祉局計画課長及び厚生省児童家庭局企画課長連名通知）別紙「社会福祉法人審査要領」

徹底通知：「社会福祉法人の認可等の適正化並びに社会福祉法人及び社会福祉施設に対する指導監督の徹底について」（平成 13 年 7 月 23 日付け雇児発第 488 号・社援発第 1275 号・老発第 274 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、厚生労働省社会・援護局長・厚生労働省老健局長連名通知）

入札通知：「社会福祉法人における入札契約等の取扱いについて」（平成 29 年 3 月 29 日付け雇児総発 0329 第 1 号・社援基発 0329 第 1 号・障企発 0329 第 1 号・老高発 0329 第 3 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長、厚生労働省社会・援護局福祉基盤課長、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課長、老健局高齢者支援課長連名通知）

会計省令：社会福祉法人会計基準（平成 28 年厚生労働省令第 79 号）

運用上の取扱い：「社会福祉法人会計基準の制定に伴う会計処理等に関する運用上の取扱いについて」（平成 28 年 3 月 31 日付け雇児発 0331 第 15 号・社援発 0331 第 39 号・老発 0331 第 45 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、厚生労働省社会・援護局長、厚生労働省老健局長連名通知）

留意事項：「社会福祉法人会計基準の制定に伴う会計処理等に関する運用上の留意事項について」（平成 28 年 3 月 31 日付け雇児総発 0331 第 7 号・社援基発 0331 第 2 号・障発 0331 第 2 号・老総発 0331 第 4 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長、厚生労働省社会・援護局福祉基盤課長、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長、厚生労働省老健局総務課長連名通知）

平成 28 年改正法：社会福祉法等の一部を改正する法律（平成 28 年法律第 21 号）

平成 28 年改正政令：社会福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令（平成 28 年政令第 349 号）

ガイドライン：指導監査ガイドライン

Q1 評議員の定数は何人ですか？

A1 評議員の数は、定款の定める理事の数を超える事とされています。(法第40条第3項)

【解説】

・法令では理事は6名以上とされているので、評議員は7名以上と定める必要があります。

Q2 評議員にはどのような人を選任したらいいですか？

A2 社会福祉法人の適正な運営に必要な識見を有する者の中から選任しなければなりません。(法第39条)

【解説】

・実際に評議員会に参加できない者や地方公共団体の長等の特定の公職にある者が名目的・慣例的に評議員として選任され、その結果、評議員会に欠席することは適当ではありません。(ガイドラインI-3-(1)2)

Q3 評議員になれない人はいますか？

A3 次のとおりです。

【解説】

(1) 欠格事由に該当する場合(法第40条第1項)

- ① 法人
- ② 成年被後見人又は被保佐人
- ③ 生活保護法、児童福祉法、老人福祉法、身体障害者福祉法又は社会福祉法の規定に違反して刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者
- ④ ③に該当するものを除くほか、禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者
- ⑤ 所轄庁の解散命令により解散を命ぜられた社会福祉法人の解散当時の理事及び監事
- ⑥ 暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者

(2) 兼職の禁止

- ① 当該法人の理事、監事及び職員(法第40条第2項)

② 当該法人の会計監査人(法第45条の2第3項)

(3) 親族等特殊関係者(法第40条第4項)

① 各評議員又は各役員の配偶者

② 各評議員又は各役員の三親等以内の親族

③ 各評議員又は各役員と特殊の関係※がある者

※特殊の關係に該当する場合

① 評議員又は役員と事実上婚姻関係にある者

② 評議員又は役員に雇用されている者

③ 評議員又は役員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している者

④ ②、③に掲げる者の配偶者

⑤ ①から③に掲げる者の3親等以内の親族であって、これらの者と生計を一にするもの

⑥ 評議員又は役員が、役員若しくは業務を執行する社員となっている他の同一の団体(社会福祉法人を除く。)の役員、業務を執行する社員又は職員(当該評議員を含め評議員総数の3分の1を超えて含まれる場合に限る。)

⑦ 当該社会福祉法人の役員又は職員(当該社会福祉法人の評議員及び役員が他の社会福祉法人の評議員総数の半数を超える場合に限る。)

⑧ 次に掲げる団体においてその職員(国会議員及び地方公共団体の議会の議員を除く。これらの役員又は職員が当該社会福祉法人の評議員の総数のうちに占める割合が、3分の1を超える場合に限る。)

・国の期間、地方公共団体、独立行政法人、国立大学法人又は大学共同利用機関法人、地方独立行政法人、特殊法人又は認可法人

Q4 評議員の選任はどのように行えばいいですか？

A4 理事会で評議員候補者を推薦し、評議員選任・解任委員会を設置して、同委員会で選任します。

【解説】

① 理事会で評議員候補者を審議し決議します。併せて評議員選任・解任委員会の招集を決定します。

※理事会の権限で実施できることは評議員候補者の選定のみです。理事や理事会が評議員を選任・解任することはできません。(法第31条第5項)

② 評議員選任・解任委員会で候補者を評議員として適任と判断した理由(「社会福祉法人の適正な運営に必要な識見を有する者」である旨)を委員に説明します。

③ 評議員選任・解任委員会で審議し、決議します。

Q5 評議員選任・解任委員会の委員数は何人ですか？

A5 評議員選任・解任委員の委員数については、法人の規模等に応じて、各法人において判断することとなります。ただし、評議員選任・解任委員会は合議体の機関であることから、3名以上とすることが適当です。

また、監事・事務局員を委員としないことは可能ですが、評議員選任・解任委員会が法人関係者でない中立的な立場にある外部の者が参加する機関であることから、少なくとも外部委員1名を委員とすることが適当です。

Q6 評議員に欠員が生じた場合はどうしたらいいですか？

A6 評議員に欠員が生じた場合は、速やかに欠員補充を行う必要があります。

【解説】

・欠員が生じた都度、評議員の選任手続きを行う方法もありますが、定款の定めにより、あらかじめ補欠を選任しておくことも可能です。この場合、補欠として選任された評議員の任期については、定款の定めによって退任した評議員の任期の満了する時までとすることができます。(法第41条第2項)

・任期満了又は辞任により評議員が退任したことにより、法令又は定款で定めた評議員の員数が欠けた場合、退任した評議員は、新たに選任された評議員が就任するまで評議員としての権利義務を有します。(法第42条第1項)

Q7 評議員の報酬はどのように決めたらいいですか？

A7 評議員の報酬等の額は、定款で定める必要があります。(法第45条の8第4項)また、支給の基準を作成し、評議員会の承認を受けた上で、公表しなければなりません。(法第59条の2第1項第2号)

【解説】

- ・評議員の額を無報酬とする場合には、その旨を定款で定める必要があります。
- ・定款と別に支給基準を定め、評議員会の承認を得たことにより、定款の定めが不要になるわけではありません。(ガイドライン I-8-(1)1)

Q8 評議員会での決議事項は何ですか？

A8 評議員会での決議事項は、社会福祉法に規定する事項及び定款で定めた事項になります。これらの事項に限り、決議をすることができます。(法第45条の8第2項)

【解説】

- ① 社会福祉法で規定されている事項
 - ・理事、監事及び会計監査人の選任及び解任
 - ・理事及び監事の補欠の選任
 - ・理事、監事の報酬等の決議(定款に報酬等の額を定める場合を除く)
 - ・理事等の責任の免除
 - ・役員報酬等の基準の承認
 - ・計算書類の承認
 - ・定款の変更
 - ・解散の決議
 - ・合併の承認
 - ・社会福祉充実計画の承認
- ② 定款で定めた事項
 - ・基本財産の処分
 - ・事業計画及び収支予算 など

Q9 定時評議員会はいつまでに開催すればいいですか？

A9 6月中までには開催する必要があります。

「毎会計年度の終了後一定の時期に招集しなければならない」(法第45条の9第1項)とありますが、具体的にいつまでに開催しなければならない旨の規定はありません。しかし、会計年度は3月末に終了するため、会計年度終了後3か月以内に計算書類を所轄庁に届け出するためには、6月中までに定時評議員会を開催する必要があります。

【解説】

・定時評議員会の開催時期については、定款に具体的に記載されることが望ましいものであり、当該時期を定款に記載した場合には、当該時期までに開催する必要があります。(定款例第11条)

Q10 評議員会の招集手続きはどのように行えばいいですか？

A10 理事会で評議員会の招集決定を行い、その決定に従って招集通知を発する方法で開催します。(法第45条の9第3項)

招集事項を記載した招集通知を、評議員会の日の1週間前(中7日間)(これを下回る期間を定款で定めた場合にあっては、その期間)前までに、各評議員に対して招集通知を発出します^{※1}。

なお、評議員の全員の同意(書面)があるときは、招集の手続を経ることなく開催することができます^{※2}。(法第45条の9第10項)

【解説】

理事が評議員会を招集するためには、理事会で次の事項を決定する必要があります。(法第45条の9第10項)

- ① 評議員会の日時及び場所
- ② 評議員会の目的である事項があるときは、当該事項
- ③ 評議員会の目的である事項に係る議案の概要(議案が確定していない場合にあっては、その旨)

※1 1週間前までに行わなくてはならないのは、招集通知を発することであり、到達していることまでは求められていません。

※2 評議員全員の同意があるときは、評議員会開催の1週間前までに招集通知を発する必要がありませんので、このような方法であれば、緊急に評議員会を開催することも可能となります。

Q11 評議員会の決議を省略することはできますか？

A11 定款で定めていない場合であっても、評議員会の決議を省略することができます。

評議員会の目的である事項について議決に加わることができる評議員全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、評議員会の決議があったものとみなされます。

【解説】

評議員会の決議の省略の手順

- ① 理事から評議員全員に対し、評議員会の決議の目的である事項を記載した提案書を送付
- ② 評議員から同意書（又は同様の内容を記録した電磁的記録）の返送を受ける
- ③ 評議員全員（当該事項について議決に加わることができる者に限る）から同意書が返送された日をもって評議員会の決議があったものとみなし、議事録を作成する。

Q12 評議員会において、招集通知に記載のない議題又は議案について決議することはできますか？

A12 評議員会において、招集通知に記載のない議題について決議することはできません。（法第45条の9第9項）

議案については、評議員会の目的である議題につき議案の提出が評議員からあった場合には決議することができます。（法第45条の8第4項）

Q13 評議員会の議事録に記載すべき事項はなんですか？

A13 評議員会議事録に記載すべき事項は、次のとおり法に定められています。必要な事項は漏れなく記載してください。(規則2条の15第3項)

【解説】

●通常開催の場合

- ① 評議員会が開催された日時及び場所(テレビ会議等により、当該場所に存しない評議員、理事、監事又は会計監査人が評議員会に出席した場合における当該出席の方法を含む。)
- ② 評議員会の議事の経過の要領及びその結果
- ③ 決議を要する事項について特別の利害関係を有する評議員があるときは、当該評議員の氏名
- ④ 次に掲げる評議員会において述べられた意見又は発言があるときは、その意見又は発言の内容の概要
 - i 監事による監事の選任若しくは解任又は辞任についての意見
 - ii 会計監査人による会計監査人の選任、解任若しくは不再任又は辞任についての意見
 - iii 監事を辞任した者による辞任した旨及びその理由についての発言
 - iv 会計監査人を辞任した者による辞任した旨及びその理由又は解任された者による解任についての意見
 - v 監事による評議員会の提出議案等に法令・定款違反又は著しく不当な事項があると認める時の調査結果報告
 - vi 監事による監事の報酬等についての意見
 - vii 会計監査人による計算書類及びその附属明細書が法令又は定款に適合するかどうかについて会計監査人が監事と意見を異にするときの意見
 - viii 定時評議員会へ会計監査人の出席を求める決議があったときの出席した会計監査人の意見
- ⑤ 評議員会に出席した評議員、理事、監事又は会計監査人の氏名又は名称
- ⑥ 評議員会に議長が存するときは、議長の氏名
- ⑦ 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

●決議の省略の場合

- ① 評議員会の決議の省略があったものとみなされた事項の内容
- ② ①の事項への提案をした者の氏名
- ③ 評議員会の決議があったものとみなされた日(同意書が全て出揃った日)
- ④ 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

●理事の評議員会への報告を省略した場合（報告があったとみなされた場合）

- ① 評議員会への報告があったものとみなされた事項の内容
- ② 評議員会への報告があったものとみなされた日
- ③ 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

Q14 理事の定数は何人ですか？

A14 理事の定数は6人以上とされています。(法第44条3項)

Q15 理事にはどのような人を選任したらいいですか？

A15 理事は次の要件を満たす必要があります。(法第44条3項)

- ① 社会福祉事業経営に関する識見を有する者
- ② 当該社会福祉法人が行う事業の区域における福祉に関する実情に通じている者
- ③ 当該社会福祉法人が施設を設置している場合にあっては、当該施設の管理者

【解説】

・実際に理事会に参加できない者や地方公共団体の長等の特定の公職にある者が名目的・慣例的に理事として選任され、その結果、理事会を欠席することとなることは適当ではありません。(ガイドライン I-3-(3)1)

Q16 理事になれない人はいますか？

A16 次のとおりです。

【解説】

(1) 欠格事由に該当する場合(法第44条第1項)

- ① 法人
- ② 成年被後見人又は被保佐人
- ③ 生活保護法、児童福祉法、老人福祉法、身体障害者福祉法又はこの法律の規定に違反して刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者
- ④ ③に該当する者のほか、禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者
- ⑤ 所轄庁の解散命令により解散を命ぜられた社会福祉法人の解散当時の理事及び監事
- ⑥ 暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者

(2) 以下の役職を兼職している場合

- ① 当該法人の理事、監事及び職員(法第40条第2項)
- ② 当該法人の会計監査人(法第45条の2第3項)

(3) 親族等特殊関係者(法第44条第6項)

- ① 理事のうちには、各理事について、その配偶者又は3親等以内の親族その他各理事と厚生労働省令で定める特殊の関係※がある者が3人を超えて含まれることになってはならない。
- ② 当該理事並びにその配偶者及び3親等以内の親族その他各理事と厚生労働省令で定める特殊の関係※がある者が理事の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

※特殊の関係に該当する場合

- ① 理事と事実上婚姻関係と同様の事情にある者
- ② 理事に雇用されている者
- ③ ①、②に掲げる者以外の者であって、理事から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している者
- ④ ②、③に掲げる者の配偶者
- ⑤ ①から③に掲げる者の3親等以内の親族であってこれらの者と生計を一にするもの
- ⑥ 理事が役員(業務を執行する社員を含む。)となっている他の同一の団体(社会福祉法人を除く。)の役員又は職員(当該理事を含め理事総数の3分の1を超えて含まれる場合に限る。)
- ⑦ 次に掲げる団体においてその職員(国会議員及び地方公共団体の議会の議員を除く。理事総数の3分の1を超えて含まれる場合に限る。)

- ・国の機関、地方公共団体、独立行政法人、国立大学法人又は大学共同利用機関法人、地方独立行政法人、特殊法人又は認可法人

Q17 理事の選任はどのように行えばいいですか？

A17 理事会で理事候補者を推薦し、評議員会で選任します。(法第43条1項)

【解説】

- ① 理事会で理事候補者を審議し、決議します。
- ② 理事会で評議員招集の決議をします。(日時・場所・議題・議案)
- ③ 評議員会で理事候補者を一人ひとり審議し、それぞれ決議します。

Q18 理事に欠員が生じた場合はどうしたらいいですか？

A18 定款で定めた理事の員数の3分の1を超えた欠員が生じた場合は、遅滞なく欠員補充をしなければなりません。(法第45条の7第1項)

しかし、欠員が3分の1を超えない場合であっても、法人の業務執行の決定や理事長等の職務の執行の監督などの役割が十分に発揮できないおそれがあるため、速やかに欠員補充を行う必要があります。

【解説】

- ・任期の満了又は辞任により退任した理事は、新たに選任された理事が就任するまで、なお、理事としての権利義務を有します。(法第45条の6第1項)
- ・欠員補充した理事の任期は、定款によって、前任者の残任期間とすることが可能です。(法第45条)
- ・理事に欠員が生じ、事務が遅滞することにより損害を生ずるおそれがあるときは、所轄庁は利害関係人の請求により又は職権で、一時理事の職務を行うべき者を選任することができます。(法第45条の6第1項)

Q19 理事の報酬はどのように決めたらいいですか？

A19 理事の報酬等の額は、定款又は評議員会で定める必要があります。(法第45条の16第4項)

また、支給の基準を作成し、評議員会の承認を受けた上で、公表しなくてはなりません。(法第59条の2第1項第2号)

【解説】

・理事の報酬等について、定款にその額を定めていない場合であって、その報酬について無報酬とする場合には、評議員会で無報酬であることを決議する必要があります。(ガイドライン I-8-(1)2)

Q20 理事長の選任方法はどのようにしたらいいですか？

A20 理事長は、法令及び定款に定める手続きに従って、理事会で選定及び解職を行います。(法第45条の13第2項第3号)

【解説】

・定時評議員会で新理事が選定されてから、新理事による理事会開催までに間隔が空いてしまうと、理事長不在の期間が生じることとなり法人運営上好ましくありません。

・新理事の選任から理事長選任までの間隔を空けないようにするためには、理事会招集の手続きを省略することにより、新役員選任の評議員会と同日に理事会を開催します。(法第45条の14第9項で準用する一般法人法第94条第2項)なお、新理事が参集できず、理事会を開催できない場合は、決議の省略の方法により、理事長を選任することもできます。

Q21 理事長が退任した場合どうなりますか？

A21 理事長が任期の満了又は辞任により退任した場合、新たな理事長が選任されるまでは、なお理事長としての権利義務を有することとなります。また、事故等により理事長が欠けた場合には、招集手続きの省略等により速やかに理事会を開催し新たな理事長を選任します。

Q22 理事会の権限は何ですか？

A22 理事会の権限は次のとおりです。(法第45条の13第2項)

- ① 法人の業務執行の決定**
- ② 理事の職務の執行の監督**
- ③ 理事長の選定及び解職**

Q23 理事会の招集手続きはどのように行えばいいのでしょうか？

A23 理事会は、原則として各理事が招集しますが、定款で招集権者を定めた場合は、当該招集権者が招集します。(法第45条の14第1項)

【解説】

理事会を招集する者は、理事会の日の1週間前(これを下回る期間を定款で定めた場合にあっては、その期間)前までに、各理事及び各監事に対してその通知を发出しなければなりません。理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく理事会を開催することができます。

なお、理事会の招集手続を省略することについての理事及び監事の同意の取得・保存の方法について、法令上の制限はありませんが、法人において、理事及び監事の全員が同意書を提出することとする、又は理事会の議事録に当該同意があった旨を記載する等、書面若しくは電磁的記録による何らかの形で保存できるようにしておくことが望ましいとされています。(ガイドライン 1-6-(1)-2)

Q24 招集通知に記載のない議題について、理事会で審議することはできますか？

A24 理事会の招集は、そもそも議題を示さなくても理事会を開催できるものであり、理事会の開催中に議題や議案として提案して、審議することは全く問題ありません。理事会の場に議題・議案を追加する際に、特に必要な手続きはありませんので、その場で意見として述べていただければよろしいです。

Q25 理事会の議事録に記載すべき事項は何ですか？

A25 理事会議事録に記載すべき事項は、次のとおり法に定められています。必要な事項は漏れなく記載してください。(規則 2 条の 15 第 3 項)

【解説】

●通常開催の場合

- ① 理事会が開催された日時及び場所(テレビ会議等により、当該場所に存しない理事、監事又は会計監査人が理事会に出席した場合における当該出席の方法を含む。)
- ② 理事や監事の請求等により理事会を開催した場合はその旨
※理事長等の所定の招集権者が招集を行った場合には、記載不要。
- ③ 理事会の議事の経過の要領及びその結果
- ④ 決議を要する事項について特別の利害関係を有する理事があるときは、当該理事の氏名
- ⑤ 次の意見又は発言があるときは、その意見又は発言の内容の概要
ア 競業及び利益相反取引の制限に係る取引についての報告
イ 理事が不正の行為をしたと認められるとき等における監事の報告
ウ 理事会で述べられた監事の意見
- ⑥ 定款で議事録署名人を出席した理事長及び監事とする旨を定めているときは、理事長以外の理事であって、理事会に出席した者の氏名
- ⑦ 理事会に出席した会計監査人の氏名又は名称
- ⑧ 理事会の議長が存するときは、議長の氏名

●決議の省略の場合

- ① 理事会の決議があったものとみなされた事項の内容
- ② ①の事項の提案をした理事の氏名
- ③ 理事会の決議があったものとみなされた日
- ④ 議事録の作成に係る職務を行った理事の氏名

●理事、監事及び会計監査人が、理事会への報告事項について報告を要しないこととされた場合

- ① 理事会への報告を要しないものとされた事項の内容
- ② 理事会への報告を要しないものとされた日
- ③ 議事録の作成に係る職務を行った理事の氏名

Q26 理事会において議長の議決権はありますか？

A26 議長である理事の議決権は、通常の決議においては、可否同数のときの決定権として行使されることとなります。このため、議長である理事が最初の決議に加わると二重の議決権を有することになってしまうので注意が必要です。

一方、特別決議においては、議長である理事も最初の決議に加わることが通例となっています。

【解説】

- ・法令の規定はありませんが、定款に定めることで理事会に議長を置くことができます。
- ・議長を置く場合、その選任方法は任意ですが、予め定款又は定款施行規則等の規程にその方法を定めておきます。

Q27 監事の定数は何人ですか？

A27 監事は、評議員会の決議により、2人以上選任することとされています。（法第43条第1項）

Q28 監事にはどのような人を選任したらいいですか？

A28 監事には、次に該当する者がそれぞれ含まれている必要があります。(法第44条第5項)

- ① 社会福祉事業について識見を有する者
- ② 財務管理について識見を有する者

【解説】

「財務管理について識見を有する者」は、公認会計士や税理士の資格を有する者が望ましいですが、社会福祉法人、公益法人や民間企業において財務・経理を担当した経験を有する者など、法人経営に専門的知見を有する者等も考えられます。

Q29 監事になれない人はいますか？

A29 次のとおりです。

【解説】

(1) 欠格事由に該当する場合(法第44条第1項)

- ① 法人
- ② 成年被後見人又は被保佐人
- ③ 生活保護法、児童福祉法、老人福祉法、身体障害者福祉法又はこの法律の規定に違反して刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者
- ④ ③に該当する者のほか、禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者
- ⑤ 所轄庁の解散命令により解散を命ぜられた社会福祉法人の解散当時の理事及び監事
- ⑥ 暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者

(2) 以下の役職を兼職している場合

- ① 当該法人の理事、監事及び職員(法第40条第2項)
- ② 当該法人の会計監査人(法第45条の2第3項)

(3) 親族等特殊関係者(法第44条第7項)

監事のうちには、各役員について、その配偶者又は3親等以内の親族その他各役員と厚生労働省令で定める特殊の関係※がある者が含まれることになってはならない。

(4) 審査基準で役員になれない者(審査基準第3の1)

- ① 関係行政庁の職員は、法第61条に規定する公私分離の原則に照らし適当でない。ただし、社会福祉協議会は、役員総数の5分の1に範囲内であれば可能。(法第109条第5項)
- ② 実際に法人運営に参画できない者を名目的に選任することは適当でない。
- ③ 地方公共団体の長等特定の公職にある者が慣例的に参加することは適当でない。
- ④ 暴力団員等の反社会的勢力の者

※特殊の係に該当する場合

- ① 役員と事実上婚姻関係と同様の事情にある者
- ② 役員に雇用されている者
- ③ ①、②に掲げる者以外の者であって、役員から受ける金銭その他の財産によって生計を一にするもの
- ④ ②、③に掲げる者の配偶者
- ⑤ ①から③に掲げる者の3親等以内の親族であってこれらの者と生計を一にするもの
- ⑥ 理事が役員(業務を執行する社員を含む。)となっている他の同一の団体(社会福祉法人を除く。)の役員又は職員(監事総数の3分の1を超えて含まれる場合に限る。)
- ⑦ 監事が役員となっている他の同一の団体(社会福祉法人を除く。)の役員又は職員(当該監事を含め監事総数の3分の1を超えて含まれる場合に限る。)
- ⑧ 他の社会福祉法人(この文章で「X社会福祉法人」)の理事又は職員
※X社会福祉法人で評議員となっている当該社会福祉法人の評議員及び役員の数、X社会福祉法人の評議員の総数の半数を超える場合に限る。
- ⑨ 次の掲げる団体においてその職員(国会議員及び地方公共団体の議会の議員を除く。監事総数の3分の1を超えて含まれる場合に限る。)
・国の機関、地方公共団体、独立行政法人、国立大学法人又は大学共同利用機関法人、地方独立行政法人、特殊法人又は認可法人

Q30 監事の選任はどのように行えばいいですか？

A30 理事会で監事候補者を推薦し、評議員会で選任します。(法第43条第1項)

【解説】

- ① 監事の選任について評議員会へ提案する場合は、評議員会へ提案することについて、現在の監事の過半数の同意を取る必要があります。
(予め監事の同意書を徴取する、又は理事会で監事が同意について発言し議事録に記載する)
- ② 理事会で監事候補者を審議し決議します。
- ③ 理事会で評議員会招集の決議をします。(日時・場所・議題・議案)
- ④ 評議員会で監事候補者を一人ひとり審議しそれぞれ決議します。

Q31 監事に欠員が生じた場合はどうしたらいいですか？

A31 定款で定めた監事の員数の3分の1を超えた欠員が生じた場合は、遅滞なく欠員補充をしなければなりません。(法第45条の7第2項)

【解説】

- ・欠員の3分の1を超えない場合であっても、監査機関の役割を十分に発揮できないおそれがあるため、速やかに欠員補充を行う必要があります。
- ・欠員が生じた都度、監事の選任手続きを行う方法もありますが、あらかじめ欠員が生じた場合に備え補欠の監事を選任しておくことができます。(法第43条第2項)
- ・欠員補充をした監事の任期は、定款によって、前任者の残任期間とすることが可能です。(法第45条)
- ・任期満了又は辞任により監事が退任したことにより、法令又は定款で定めた監事の員数が欠けた場合、退任した監事は、新たに選任された監事が就任するまで監事としての権利義務を有しません。(法第45条の6第1項)

Q32 監事の報酬はどのように決めたらいいですか？

A32 監事の報酬等の額は、定款又は評議員会で定める必要があります。(法第45条の18第3項)

また、支給の基準を作成し、評議員会の承認を受けた上で、公表しなくてはなりません。(法第59条の2第1項第2号)

【解説】

・監事の報酬等について定款にその額を定めていない場合で、無報酬である場合には、評議員会で無報酬であることを決議する必要があります。(ガイドラインI-8-(1)3)

・定款又は評議員会の決議によって監事の報酬総額のみが決定されているときは、その具体的な配分は、監事の協議により定める。この監事の協議は全員一致の決定による必要があります。

なお、監事の報酬等の支給基準が評議員会の承認を受けて定められている場合には、監事の報酬等の具体的な配分について評議員会の決議があったものとして、改めて監事の協議により、具体的な配分を決定する必要はありません。(ガイドラインI-8-(1)3)